



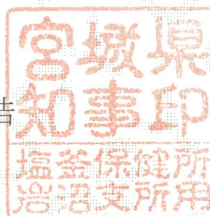
許可番号 00402215757

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 宮城県名取市愛島笠島字学市32番地の1
名 みらいや創建株式会社
代表取締役 菊地 健太
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和7年6月2日
許可の有効年月日 令和12年6月1日

- 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上12種類
（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。以下余白）
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
令和2年6月2日許可
令和7年6月2日更新許可
- 積替え許可の有無 有 ・ (無)
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。